

老人ホームへの入所措置等の指針について

(平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知)

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により、養護老人ホームに係る老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)の一部改正が行われることに伴い、同法第11条の規定による入所措置等に係る指針を下記のとおり定めたので、ご了知の上、管内市町村、関係施設等に周知されたい。

なお、本通知は平成18年4月1日から施行することとし、これに伴い、「老人ホームへの入所措置等の指針について」(昭和62年1月31日社老第8号)は、平成18年3月31日をもって廃止する。

記

老人ホームへの入所措置等の指針

第1 入所措置の目的

法第11条の規定による養護老人ホームへの入所等の措置は、65歳以上の者であって、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、適切に行われるよう努めなければならない。

なお、同条第1項第2号の規定による特別養護老人ホームへの入所措置については、やむを得ない事由により介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められるときに限られるものであるが、「やむを得ない事由」としては、

(1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由(※)により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

(※)「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。

(2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合
が想定されるものである。

第2 福祉事務所長への委任

法第11条の規定による措置については、市及び福祉事務所を設置する町村にあつては福祉事務所長に委任することができる。

第3 入所判定委員会の設置

- 1 市町村長(委任を受けた福祉事務所長を含む。以下同じ。)は、老人ホームへの入所措置を判定するため、市町村(福祉事務所長が委任を受けている場合にあっては、当該福祉事務所)内に老人福祉指導主事、市町村老人福祉担当者、保健所長、医師(精神科医を含む。)、地域包括支援センター長及び老人福祉施設長のそれぞれの代表者で構成する「入所判定委員

会」を設置し、入所措置の開始、変更等に当たっては、入所判定委員会の意見を聞くものとする。

なお、市町村長は、市町村又は直営の地域包括支援センターが中心となり、定期的開催される会議（以下「市町村包括ケア会議」という。）に入所判定委員会の機能を付与することができるものとする。この場合においても、同会議には、当該市町村の老人福祉担当者、医師（精神科の判断が必要な場合には精神科医）及び老人福祉施設関係者の参加を要するものとする。

ただし、特別養護老人ホームに係る判定については、介護保険法第14条に基づく介護認定審査会における同法第27条に基づく要介護認定の結果を基本とするものとし、入所判定委員会を開催しないこととして差し支えない。

- 2 入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された市町村包括ケア会議を含む。）の開催に当たっては、養護老人ホームの求めに応じて行うことができるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）第9条の規定により、養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合は、入所判定委員会の開催を待つことなく入所措置を行うことができるものとする。

第4 入所措置の要否判定

- 1 養護老人ホームに係る入所措置の要否の検討に当たっては、入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された市町村包括ケア会議を含む。）において、本通知中「第5 老人ホームへの入所措置の基準」に基づき、その者の健康状態、その置かれている環境の状況等について総合的に判定を行い、その結果を市町村長に報告するものとする。

第5 老人ホームの入所措置の基準

1 養護老人ホーム

法第11条第1項第1号の規定により、老人を養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合に行うものとする。

（1）環境上の事情については、次のア及びイに該当すること。

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

（注）法では、養護老人ホームへの入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」と規定しているが、これは、措置に当たり改正前に規定されていた「身体上若しくは精神上」の理由は問わないこととする趣旨であり、「身体上若しくは精神上」

の理由を有する者を措置の対象外とするものではない。

(2) 経済的事情については、老人福祉法施行令第2条に規定する事項に該当すること。

2 特別養護老人ホーム

法第11条第1項第2号の規定により、老人を特別養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が1(1)アの基準を満たす場合に行うものとする。

なお、胃ろう、経管栄養の状態にあることのみをもって、入所措置を行わない理由とはならないものであること。

第6 養護委託の措置の基準

次のいずれかの場合に該当するときは、委託の措置を行わないものとする。

- 1 当該老人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が受託者の生活を乱すおそれがある場合
- 2 養護受託者が老人の扶養義務者である場合

第7 措置の開始、変更及び廃止

1 措置の開始

老人ホームへの入所又は養護委託の措置の基準に適合する老人については、措置を開始するものとする。

なお、措置を開始した後、随時、当該老人及びその家族を訪問し、必要な調査及び指導を行うものとする。

2 措置の変更

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置のうち、いずれかの措置をとられている老人が他の措置をとることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

3 老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置は、当該措置を受けている老人が次のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を廃止するものとする。

(1) 措置の基準に適合しなくなった場合

(2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3箇月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3箇月を超えるに至った場合

(3) 養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

(4) 特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

4 措置後の入所継続の要否

老人ホームの入所者については、年1回入所継続の要否について見直すものとする。

第8 65歳未満の者に対する措置

1 法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置

法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第1号又は第3号のいずれかの措置の基準に適合する者であって、60歳以上の者について行うものとする。

ただし、60歳未満の者であって次のいずれかに該当するときは、老人ホーム入所措置の行うものとする。

- (1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができないとき。
- (2) 初老期における認知症（介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症をいう。）に該当するとき。
- (3) その配偶者が老人ホームの入所措置の措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が老人ホームへの入所基準のうち、年齢以外の基準に適合するとき。

2 法第11条第1項第2号に規定する措置

法第11条第1項第2号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第2号の措置の基準に適合する者であって、介護保険法第7条第3項第2号に該当するものについて行うものとする。

第9 居宅における介護等に係る措置

法第10条の4第1項各号に規定する措置については、特別養護老人ホームへの入所措置と同様、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者等が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護又は認知症対応型共同生活介護（以下「訪問介護等」という。）を利用することが著しく困難と認めるときに、必要に応じて市町村が措置を採ることができることとされているものであり、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく訪問介護等の利用が可能になった場合には措置は廃止するものとする。

なお、「やむを得ない事由」としては、

- (1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
(※)「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。
- (2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状況に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合が想定されるものである。

第10 留意事項

今回の改正に伴い、(別紙)老人ホーム入所判定審査票は廃止するが、入所措置の要否判定においては、これまでの老人ホーム入所判定審査票の内容を参考としつつ、それぞれの地域の実情に応じて、これに代わる審査票を作成する等、総合的な判定に支障が生じないように努められたい。

(注) (別紙)老人ホーム入所判定審査票は掲載省略